

1-4-① こどもの貧困対策

【現状と課題】

1 趣旨

令和4年の『国民生活基礎調査』（厚生労働省）の結果によると、令和3年の我が国のこどもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされています。

貧困によりこどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないことや、こどもが多様な体験の機会を得られないことなど、こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないように、こどもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

2 こどもの貧困に係る本県の現状（「千葉県こどもの生活実態調査¹」より）

- 令和6年度に県が実施した「千葉県こどもの生活実態調査」の分析結果によれば、県内において低所得や家計の逼迫等の生活困難を抱える子育て家庭（困窮層及び周辺層）の割合は**.*%であり、令和元年度に実施した『千葉県子どもの生活実態調査』（以下「令和元年度調査」という。）の結果と比較して、*.*ポイント改善しています。
- 一方、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた家庭は**.*%あり、さらに令和6年時点でもその影響が続いている家庭は**.*%と、依然として新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けている家庭があります。
- また、こどもの自己肯定感、健康状態、抑うつ状態は、全てにおいて一般層に比べて困窮層が著しく低い状態にあり、貧困がこどもに与える影響は、依然として深刻な状況にあります。

¹ 県が令和6年度に、地域バランスを考慮して選定した県内15市町村（柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市（※）、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村）の公立学校に通学する小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に、こどもの授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況等を把握するために実施したアンケート調査。

本調査ではこどもの生活困難を3つの要素（①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如）に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

※君津市については、同市が実施する「君津市こどもの生活状況調査」を県調査と同様の設問を含める形で実施しており、本計画には君津市の調査結果と県調査の結果と統合して分析したものを掲載している。

項目別の分析

(1) 生活を取り巻く状況

- 経済的な理由で公共料金や家賃を払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験のある家庭は、**.*%で、令和元年度調査(12.4%)に比べ**.*ポイント悪化しています。
- 特に、家族が必要とする食料を買えなかった経験があった家庭は、**.*%で、令和元年度調査(**.*%)に比べ**.*ポイント悪化しているほか、朝ご飯を毎日食べない割合や野菜を毎日食べない割合等、食生活に課題がみられるこどもの割合は一般層に比べて困窮層の方が高くなっています。

(2) 教育を取り巻く状況

- 学校の授業がわからないと感じるこどもの割合は、一般層**.*%に比べて困窮層**.*%と高くなっています。
- 将来の希望進路について「大学生またはそれ以上」と回答した割合は、一般層**.*%に対し、困窮層では**.*%に留まっています。また、将来の夢や目標について、「ある」と回答した割合は、一般層**.*%に対し、困窮層では**.*%に留まっています。
- 学校生活について、「学校に行きたくないと思った」や「1か月以上学校を休んだ」こどもの割合は、一般層**.*%に対し、困窮層では**.*%となっており、困窮層ほど学校生活に課題を感じている傾向にあります。

(3) 保護者の就労を取り巻く状況

- 保護者の就労状況について、正職員の保護者の割合は、父母ともに、一般層に比べて困窮層の方が低くなっています。
また、ふたり親で両親が共働きをしている世帯において、両親とも非正規雇用の場合は困窮層の割合が**.*%となっています。
- 就労している保護者の勤務形態について、早朝、夜勤、深夜勤務など平日の日中以外の勤務がある保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い状況にあり、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、こどもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。

(4) 経済的負担を取り巻く状況

- 困窮層では、公共料金や学校の給食費・学用品費を払えない経験や経済的理由により子ども及び保護者の医療機関を受診することができない割合が一般層に比べて高くなっています。
- 困窮層では、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそもの制度について知らないという家庭があることから、就学援助などの様々な支援が必要な世帯にもれなく活用されるよう周知を図ることが必要です。
- 母子家庭の●.●%は困窮層となっており、特に離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合は●.●%となっています。さらに、養育費を受け取っている場合においても、その大半(●●.●%)は金額が十分でないと感じていることから、養育費の取り決めや受け取りに関する支援の周知が必要です。

(5) 支援のつながりを取り巻く状況

- 貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合に比べて、子どもが将来のために今頑張りたいと思えなかったり、自己肯定感が低い傾向にあることから、貧困に早期に対応していく必要があります。
- 就学援助費などの経済的支援制度について、制度を知らないという保護者が一定数いることや、子育て支援制度や相談機関、子ども食堂やフードバンク等の民間団体による支援について「制度を知らなかった」、「利用の仕方がわからなかった」、「利用したいと思ったことがなかった」という保護者が一定数いることから、支援の必要な方に支援の利用を促していく取組を進めていく必要があります。

(6) 社会の理解促進に関する状況

- 困窮層においては子ども及び保護者ともに自己肯定感が低く、また、子どもに関する支援制度等の情報の受け取りや悩みの相談先の中心は学校となっている一方で、困窮層ほど学校への相談をためらう傾向にあることから、貧困の状況下にあっても自ら相談しようと思える社会づくりを進めていく必要があります。
- 困窮する世帯は、ひとり親世帯、親の健康状態がよくない世帯、介護の必要な方のいる世帯、外国籍であるなどにより親が日本語の不自由な世帯、困窮度が高いふたり親世帯など、多様となっています。

3 こどもの貧困対策をめぐる情勢

国のこどもの貧困対策をめぐる情勢は、令和5年12月に閣議決定された『こども大綱』において「こどもの貧困を解消し、貧困による困難をこどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に『子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律』が成立し、法律の名称が『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』に改められたほか、こどもの貧困の解消に向けた対策に当たっては、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じて切れ目なく支援が行われるよう推進されなければならないことや、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずることなどが盛り込まれました。

千葉県におけるこどもの貧困対策の推進に当たっては、こうした情勢についても留意しながら施策を進めていく必要があります。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R11年度）
困窮層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合(ひとり親世帯)	**.*% (令和6年度調査)	減少させる。
困窮層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち2つ以上該当)の割合(こどもがある全世帯)	**.*% (令和6年度調査)	減少させる。
周辺層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合(ひとり親世帯)	**.*% (令和6年度調査)	減少させる。
周辺層(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如のうち1つ該当)の割合(こどもがある全世帯)	**.*% (令和6年度調査)	減少させる。
1 生活の安定に資するための支援		
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯)	電気料金 *.*% ガス料金 *.*% 水道料金 *.*% (令和6年度調査)	減少させる。
電気、ガス、水道料金の未払い経験(こどもがある全世帯)	電気料金 *.*% ガス料金 *.*% 水道料金 *.*% (令和6年度調査)	減少させる。

目標項目	現状（基準年度）	目標（R11年度）
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	食料が買えない経験 **.*% 衣服が買えない経験 **.*% (令和6年度調査)	減少させる。
食料又は衣服が買えない経験(子どもがある全世帯)	食料が買えない経験 **.*% 衣服が買えない経験 **.*% (令和6年度調査)	減少させる。
2 教育の支援		
生活保護世帯に属する こどもの高等学校等進 学率	**.*% (令和*年*月卒業生)	県全体の高等学校等進 学率に近づける。
生活保護世帯に属する こどもの高等学校等中 退率	*.*% (令和*年度)	減少させる。
生活保護世帯に属する こどもの高等学校等中 退者数	**人 (令和*年度)	減少させる。
生活保護世帯に属する こどもの大学等進学率	**.*% (令和*年*月卒業生)	増加させる。
児童養護施設のこども の進学率 (中学校卒業後)	**.*% (令和*年5月1日時点)	県全体の高等学校等進 学率に近づける。
児童養護施設のこども の進学率 (高等学校等卒業後)	**.*% (令和*年5月1日時点)	増加させる。

目標項目	現状（基準年度）	目標（R11年度）
全世帯のこどもの高等 学校中退率	*.*% (令和*年度)	減少させる。
全世帯のこどもの高等 学校中退者数	*,***人 (令和*年度)	減少させる。
スクールソーシャル ワーカーの配置人数	**人 (令和*年度)	増加させる。
スクールソーシャル ワーカーによる対応実 績のある学校の割合 (小学校)	**.*% (令和*年度)	増加させる。
スクールソーシャル ワーカーによる対応実 績のある学校の割合 (中学校)	**.*% (令和*年度)	増加させる。
スクールカウンセラー の相談件数	*,***件 (令和*年度)	
就学援助制度に係る周 知状況(入学時及び毎年 度の進級時に就学援助 制度の書類を配布して いる市町村の割合)	**.*% (令和*年度)	増加させる。
新入学児童生徒学用品 費等の入学前支給の実 施状況（小学校）	**.*% (令和*年度)	
新入学児童生徒学用品 費等の入学前支給の実 施状況（中学校）	**.*% (令和*年度)	

目標項目	現状（基準年度）	目標（R11年度）
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援		
ひとり親家庭の親の 就業率(母子世帯)	**.*% (令和*年)	増加させる。
ひとり親家庭の親の 就業率(父子世帯)	**.*% (令和*年)	増加させる。
ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合(母子世帯)	**.*% (令和*年)	増加させる。
ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合(父子世帯)	**.*% (令和*年)	増加させる。
4 経済的支援		
電気、ガス、水道料金 の未払い経験 (ひとり親世帯) 【再掲】	電気料金 *.*% ガス料金 *.*% 水道料金 *.*% (令和6年度調査)	減少させる。
電気、ガス、水道料金 の未払い経験 (子どもがある全世帯) 【再掲】	電気料金 *.*% ガス料金 *.*% 水道料金 *.*% (令和6年度調査)	減少させる。
食料又は衣服が買えな い経験(ひとり親世帯) 【再掲】	食料が買えない経験 **.*% 衣服が買えない経験 **.*% (令和6年度調査)	減少させる。
食料又は衣服が買えな い経験(子どもがある全 世帯) 【再掲】	食料が買えない経験 **.*% 衣服が買えない経験 **.*% (令和6年度調査)	減少させる。

目標項目	現状（基準年度）	目標（R11年度）
就学援助制度に係る周知状況(入学時及び毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布している市町村の割合) 【再掲】	**.*% (令和*年度)	増加させる。
ひとり親世帯の養育費受領率	**.*% (令和6年度調査)	増加させる。
5 支援につなぐ体制整備		
こどもの貧困対策において、学校がスクールソーシャルワーカーを活用したいと考えた際に実際に活用できた割合	**.*% (令和*年度)	増加させる。
スクールソーシャルワーカーが関係機関等(児童家庭福祉、保健・医療など)と連携した件数	*,***件 (令和*年度)	増加させる。
こどもの貧困計画を策定した県内市町村 ※市町村こども計画にこどもの貧困計画を位置づけているものを含む。	**市町村 (令和*年*月時点)	増加させる。
6 こどもの貧困に対する社会の理解促進		
頑張れば報われると思うこどもの割合	困窮層 **.*% 周辺層 **.*% 一般層 **.*% (令和6年度調査)	困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける。
自分は価値のある人間だと思うこどもの割合	困窮層 **.*% 周辺層 **.*% 一般層 **.*% (令和6年度調査)	困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける。

目標項目	現状（基準年度）	目標（R11年度）
自分のことが好きだと思ふこどもの割合	困窮層 **.*% 周辺層 **.*% 一般層 **.*% (令和6年度調査)	困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける。
本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人(家族、友人、親戚、同僚など)がいない保護者の割合 (ひとり親世帯)	困窮層 **.*% 周辺層 **.*% 一般層 *.*% (令和6年度調査)	減少させる。
本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人(家族、友人、親戚、同僚など)がいない保護者の割合 (こどもがある全世帯)	困窮層 **.*% 周辺層 **.*% 一般層 *.*% (令和6年度調査)	減少させる。

【施策の方向と具体策】

1 生活の安定に資するための支援

(1) 相談支援

- 貧困状態にある子どもたちやその保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。
- 貧困は、親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくことから、予期しない妊娠に際し安心して相談できる窓口を設置し相談支援を行うとともに、市町村のこども家庭支援センター等での面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。
- 貧困の早期発見・対応のために、乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討する必要があります。

(2) 食・住生活への支援

- 子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、食・住生活への支援が必要です。
- 経済的理由で十分な食事がとれない家庭や、毎日の朝食や、野菜を食べる割合が低いなど栄養的に偏る傾向があり、食に関する支援が必要です。フードバンクやこども食堂といった民間団体の取組についても、活動の推進が図られるよう、連携や支援を進めていく必要があります。
- 貧困家庭にとっては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。

(3) 居場所づくりへの支援

- 困窮状態にあっても、安心して過ごせる居場所があることで、自己肯定感や前向きに生きる気持ちの醸成につながることから、家庭にも学校にも安心できる居場所がないと感じているこどものために、安心して過ごせる居場所づくりの検討が必要です。
- なお、こどもの居場所には、そこを利用するこどもの支援の必要性に気づき、適切な支援につなぐ機能を果たしている実態がある一方で、支援という目的を強調することにより、かえって利用をためらってしまうおそれもあることから、支援が必要なこどもが利用し、必要に応じて適

切な支援につながるよう、多様な居場所のあり方が想定されることに留意する必要があります。

(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援

- 家庭で適切な養育が受けられないこどもたちには、里親等の家庭的な環境で養育を行うとともに、こうしたこどもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、社会人として自立するための支援を充実させる必要があります。

2 教育の支援

(1) 就学支援の充実

- すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、こどもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。
- 困窮状態にあっても、勉強を教えてもらう相手や学習塾の利用などがある場合、授業の理解度や希望進路が高く、将来の夢や希望をもつことにつながることから、経済的に困窮している世帯のこどもに対する学習支援の充実が必要です。

(2) 学校を核としたこどもへの支援

- こどもに関する情報が集まり、かつ、様々な支援につなげていくことができるプラットフォームとして、学校を地域に開かれた、地域につながっていくプラットフォームと位置づけて、スクールソーシャルワーカーや地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげていく必要があります。

この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、地域の実情に応じて「プラットフォーム」のあり方は多様であることに留意する必要があります。

また、通信制高等学校やインターネット授業など、学校に出向く機会

の少ない生徒についても留意する必要があります。

- 困窮状態にあるこどもは、学校生活に課題を感じていることが多く、こうした子どもたちが相談をためらわないよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に相談しやすい体制の整備が必要です。
- こどもたちを支援につなげていくために、学校関係者やこどもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度など、支援に関する様々な情報や、どこにつなげれば良いのか、認識しておくことも必要です。

(3) 高等学校中退のこどもに対する支援

- 将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートが必要です。また、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る必要があります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 保護者の職業生活の安定に資するための就労の支援

- 保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。一方で、保護者自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた支援の充実が必要です。
- その際、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯でも困窮度が高い世帯への支援や、本格就労が難しい場合の中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

(2) 保護者の職業生活の向上に資するための就労の支援

- 貧困家庭においては、保護者が非正規雇用であったり、早朝・深夜勤務の割合が高い状況を踏まえ、単に職を得るにとどまらず、雇用形態や安定的な所得の確保など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、こどもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。

4 経済的支援

- 貧困状態にある子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。
- 特に、困窮度の高い世帯にとっては、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそも制度について知らないという家庭があります。就学援助などの様々な支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ることが必要です。
- 経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせることでその効果を高めることが重要です。
- ひとり親世帯のうち離婚により母子家庭となった世帯において、養育費を受け取っていない割合やその金額が十分でない割合は高く、養育費の取り決めや受け取りに係る支援制度の周知が必要です。

5 支援につなぐ体制整備

- こどもの貧困対策を推進するにあたり、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子ども、家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要な子ども、保護者、家庭への「気づき」が重要です。
- 「気づき」の機会には、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、子ども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。
- 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるためにも、特に、子ども達の身近にいる保育士等の関係者に対するこどもの貧困への気づきに関する研修が必要です。
- 必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報が届かない、アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなく子どもに対しても、直接、高等

教育の修学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報を提供していくことが必要です。

- こどもに関する支援情報の提供や、声を上げられないこどもたちへのアプローチについては、こどもたちの多くが情報収集に利用しているスマートフォンを活用し、SNSやメールなどの方法により効果的に情報を発信したり、制度利用のための手続きへつないでいくことなどの方策を検討する必要があります。
- 特に、学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。
- 貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭もあることから、こどもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められます。
- 支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなどの「気づき」「つなぐ」ためのツールについて、[改良の検討や活用のための周知](#)が必要です。
- 支援のために必要な資源や事業が十分でない地域や、隣接する市町村の地域で提供されるサービスの方が利用しやすい地域に住むこども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められます。

6 こどもの貧困に対する社会の理解促進

- 貧困状態にあるこどもと保護者は、ともに自己肯定感などが低く、相談をためらいやすい傾向にあるため、「こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、国、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者であるこどもとその家庭に浸透するよう、こどもの貧困に対する社会の理解を促進し、相談しやすい社会環境を醸成する必要があります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容〈担当課〉
1 生活に関する支援	
(1) 相談支援	
生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。 〈健康福祉指導課〉
生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。 〈健康福祉指導課〉
生活保護法・生活困窮者自立支援法を担当する職員・相談支援員等に対する研修	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。 〈健康福祉指導課〉
中核地域生活支援センター事業	県が県内13箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。 〈健康福祉指導課〉
民生委員・児童委員への研修	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。 〈健康福祉指導課〉
児童家庭支援センター運営等補助事業	こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。 また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ひきこもり地域支援センター	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、希望者に対し、面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。 〈障害者福祉推進課〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者総合相談センター）（再掲）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者（概ね 39 歳まで）や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。 〈県民生活課〉
地域若者サポートステーション事業	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。 〈雇用労働課〉
母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援員に対する研修	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠 出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
こども家庭センター支援事業	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うために、職員に対し研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援の充実を図る。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
母子保健指導事業	安心して安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図るために、母子保健従事者に対し研修会を開催し支援の充実を図る。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
保育士等キャリアアップ研修事業	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 <p style="text-align: right;">〈子育て支援課〉</p>
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 <p style="text-align: right;">〈教育庁学習指導課〉</p>

事業名	事業の内容〈担当課〉
放課後児童支援員等研修	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
(2) 食・住生活への支援	
生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）	収入の減少などにより生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。 〈健康福祉指導課〉
フードバンク活動支援事業	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。 〈健康福祉指導課〉
千葉県こども食堂サポートセンター事業	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
県営住宅における子育て世帯への優遇措置	<p>【再掲】 小学校就学の始期に達するまでの子がいる子育て世帯の入居資格について緩和するとともに、18歳未満の子がいる場合は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。</p> <p>また、18歳未満の子どもを扶養している世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 〈住宅課〉</p>
住宅セーフティネット制度	<p>【再掲】 高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。 〈住宅課〉</p>
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
(3) 居場所づくりへの支援	
千葉県こども食堂サポートセンター事業	【再掲】 こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供することでこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉
課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困をはじめ、困難な状況におかれている子どもを早期に把握し、福祉的な支援につなげていくため、高等学校、中核地域生活支援センター、福祉団体等が連携して校内に相談しやすい環境を構築する。 〈健康福祉指導課〉
(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援	
里親等への委託の推進	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親の新規開拓や資質向上、養育支援等に取り組み、里親やファミリーホームへの委託を推進する。 〈児童家庭課〉
児童養護施設、乳児院等の機能強化	児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。〈児童家庭課〉
社会的養護自立支援拠点事業（児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業）	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。 〈児童家庭課〉
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 〈児童家庭課〉
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
2 教育の支援	
(1) 就学支援の充実	
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。 〈学事課、子育て支援課〉
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉 *特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。 〈教育庁財務課〉
生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金	生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。 〈健康福祉指導課〉
小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費)	貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。 〈教育庁財務課、教育庁保健体育課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
公立学校給食費無償化事業	こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。〈教育庁保健体育課〉
奨学のための給付金	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。〈教育庁財務課〉
千葉県奨学資金の貸付制度	
高等学校等就学支援金	
高等学校等授業料減免制度	
夜間定時制高等学校夕食費補助事業	経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し夕食費の一部を補助する。〈教育庁保健体育課〉
私立高等学校等奨学のための給付金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。〈学事課〉
私立高等学校入学金軽減事業	
私立高等学校等授業料減免事業	
私立高等学校等就学支援金	
生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
生活困窮者自立支援法による子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の充実を図る。 〈健康福祉指導課〉
ひとり親家庭等生活向上事業(こどもの生活・学習支援事業)	ひとり親家庭等のこども等に対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、こどもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭のこども等の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
(2) 学校を核としたこどもへの支援	
スクールソーシャルワーカーの配置	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラーの配置	
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	
教育改革推進事業(教育相談体制の整備)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
教育相談事業(不登校児童生徒の教育機会確保支援事業)	千葉県子どもと親のサポートセンター等において、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、児童生徒や保護者等の個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
県立学校における「開かれた学校づくり」推進事業	地域住民や保護者等を委員とした「開かれた学校づくり委員会」または「学校運営協議会」(コミュニティ・スクール)を全ての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、安全・安心で信頼される学校及び地域に貢献し地域ネットワークの核となる学校づくりを推進する。 〈教育庁生涯学習課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
(3) 高等学校中退のこどもに対する支援	
地域若者サポートステーション事業	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。〈雇用労働課〉
公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよ
私立高等学校等学び直し支援金	う、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。〈教育庁財務課、学事課〉
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
(1) 保護者の職業生活の安定に資するための就労の支援	
生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。〈健康福祉指導課〉
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施する。〈雇用労働課〉
離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。〈産業人材課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭の親の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。 〈児童家庭課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
（２）保護者の職業生活の向上に資するための就労の支援	
生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。 〈健康福祉指導課〉
母子家庭等自立支援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 〈児童家庭課〉
放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ファミリー・サポート・センター事業	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 〈子育て支援課〉
4 経済的支援	
生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）	【再掲】収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	【再掲】離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
県営住宅における子育て世帯への優遇措置	【再掲】小学校就学の始期に達するまでの子がいる子育て世帯の入居資格について緩和するとともに、18歳未満の子がいる場合は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満の子どもを扶養している世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 〈住宅課〉
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	【再掲】里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 〈児童家庭課〉
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 〈児童家庭課〉
幼児教育・保育の無償化	【再掲】子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。 〈学事課、子育て支援課〉
実費徴収に係る補足給付	【再掲】保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通うこどもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
特別支援教育就学奨励費	<p>【再掲】特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る</p> <p style="text-align: right;">〈教育庁財務課〉</p>
生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金	<p>【再掲】生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。</p> <p style="text-align: right;">〈健康福祉指導課〉</p>
小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費)	<p>【再掲】貧困の状態にあるこどもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。</p> <p style="text-align: right;">〈教育庁財務課、教育庁保健体育課〉</p>
公立学校給食費無償化事業	<p>【再掲】こどもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。</p> <p style="text-align: right;">〈教育庁保健体育課〉</p>
奨学のための給付金 千葉県奨学資金の貸付制度 高等学校等就学支援金 高等学校等授業料減免制度	<p>【再掲】経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。</p> <p style="text-align: right;">〈教育庁財務課〉</p>

事業名	事業の内容〈担当課〉
夜間定時制高等学校 夕食費補助事業	【再掲】経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し夕食費の一部を補助する。 〈教育庁保健体育課〉
私立高等学校等奨学 のための給付金	【再掲】経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。〈学事課〉
私立高等学校入学金 軽減事業	
私立高等学校等授業 料減免事業	
私立高等学校等就学 支援金	
生活福祉資金貸付制度 （教育支援資金）	【再掲】経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資 金の貸付	【再掲】修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
公立高等学校学び直 し支援金制度	【再掲】高等学校等を途中で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び 直し支援金	
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。 〈児童家庭課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、医療費等の助成を行う。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業	両親の離婚後、こどもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。 〈児童家庭課〉
5 支援につなぐ体制整備	
保育士等キャリアアップ研修事業	【再掲】保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	【再掲】幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈教育庁学習指導課〉
放課後児童支援員等研修	【再掲】放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
スクールソーシャルワーカーの配置	【再掲】学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置
スクールカウンセラーの配置	し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施	関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）	【再掲】私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
家庭教育支援チーム 設置推進事業	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
気づきのためのチェックシート、支援につなぐガイドブック	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのチェックシートや支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなど「気づき」「つなぐ」ためのツールの活用を促進する。 〈健康福祉指導課〉
6 こどもの貧困に対する社会の理解促進	
こどもの貧困に関する周知啓発の検討	貧困状態にある子どもや家庭が、相談しやすい社会環境を醸成するため、「こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭も含めた啓発について検討する。 〈健康福祉指導課〉